

議案第 12 号

大口町職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正について

大口町職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 7 年 3 月 3 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、高齢期職員の多様な働き方の選択肢を広げるために、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例

大口町職員の高齢者部分休業に関する条例（令和４年大口町条例第３７号）の一部を次のように改正する。

第２条第３項に次のただし書を加える。

ただし、町長が特に必要と認める場合は、５０歳とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大口町職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
(高齢者部分休業の承認) 第2条 略 2 略 3 法第26条の3第1項の条例で定める年齢は、55歳とする。<u>ただし、町長が特に必要と認める場合は、50歳とする。</u> 4 略	(高齢者部分休業の承認) 第2条 略 2 略 3 法第26条の3第1項の条例で定める年齢は、55歳とする。 4 略

改 正 要 旨

1 改正の趣旨

職員の役職定年・定年延長の施行に合わせ、高齢期職員の多様な働き方の需要に応えるための選択肢の一つとして、高齢者部分休業制度を創設しましたが、昨今の社会情勢の変化等を踏まえ、体調変化等、特別な事情がある場合に限り、その対象年齢を50歳まで拡大するものです。

2 改正の概要

地方公務員法第26条の3第1項の規定により、条例で定めることとされている利用可能年齢を、特別な事情があると認められる場合に限り、50歳とするものです。

3 施行期日

公布の日から施行します。